

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 210 「電気事業及びガス事業における収益認識に係る検針日基準について」

電気事業及びガス事業においては、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」第 35 項の定めにより、履行義務の充足に応じて収益認識することとされており、原則的には会計期間に対応した収益計上を行うことになると考えられます。

現行実務において認められている収益認識に係る検針日基準については、企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」第 188 項により、以下のとおり示されています。

「現在、毎月、月末以外の日に実施する計量により確認した顧客の使用量に基づき収益の計上が行われ、決算月に実施した計量の日から決算日までに生じた収益が翌月に計上される実務が見られる。2017 年公開草案に対して、決算月に実施した計量の日から決算日までに生じた収益を見積ることの困難性に関する意見が、電気事業及びガス事業から寄せられた。

審議においては、当該見積りの困難性について代替的な取扱いを検討し、決算日までの顧客による使用量を確認できない場合や、計量により確認した使用量に応じて複数の単価が適用される場合等、当該見積りが困難となり得る状況に対して検討を行ったが、当該見積りの困難性に係る評価が十分定まらず、代替的な取扱いの必要性について合意が形成されなかった。

今後、財務諸表作成者により、財務諸表監査への対応を含んだ見積りの困難性に対する評価が十分に行われ、会計基準の定めに従った処理を行うことが実務上著しく困難である旨、当委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの可否を当委員会において判断することが考えられる（会計基準第 96 項参照）。」

2020 年 8 月 17 日に、電気事業連合会より、企業会計基準委員会に対して、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」第 96 項に記載されている「別途の対応」を求めて手順に沿った提起が行われました。電気事業においては、検針日を各月末日ではなく月内の特定の日（1 日から 31 日のいずれか）に行う分散検針の対象となる

電気料金収入があります。電気事業連合会からの提起においては、会計基準にしたがって収益認識することとした場合、会計期間に合わせた顧客の電気料金を見積る必要が生じることになりますが、電気料金を見積りをするのが合理的であるとは言えないとの理由で、検針日基準による収益認識を認める代替的な取扱いが要望されています。